

年度末・年度始めに多い共済組合の資格関係手続について

このような変更や手続が生じて いませんか？



年度末・年度始めは、退職や就職等の変化が多いため、共済の資格関係手続が発生しやすい時期です。以下の内容に該当する場合は、**所属所の共済事務担当者**に申し出てく
ださい。手続にかかる御質問は所属所の共済事務担当者をお願いします。
なお、年度始めは提出いただく書類が多く、手続に時間がかかります。書類が整って
いる場合は、**お早めに御提出ください**。

新たに組合員になった方

現職の組合員の方

資格確認書の交付前に病院に行きたい

組合員の方は、所属所で「**資格証明書**」の交付を受けて医療機関に提示してください※1。

なお、マイナポータル健康保険証画面の資格情報が公立学校共済組合東京支部になっていれば、**マイナ保険証で受診できます**。

※1 資格証明書では、保険診療にならない医療機関があります。被扶養者の方は被扶養者の認定済の方のみ発行できます。

※2 保険診療にならなかった場合は、窓口で10割負担をし、所属所で療養費の請求手続を行ってください。

氏名を変更した

氏名変更の手続が必要です。
①申請書、②組合員証又は資格確認書（有効期限内のものをお持ちの場合のみ）、③戸籍謄本（妙本）の写し又は婚姻届等の受理証明書の写しを提出してください。



※ マイナンバーカードの旅券記載事項変更を行った場合は、速やかに健康保険上の氏名変更の手続を行ってください。

病院で高額な医療費がかかる

医療費の支払時に高額療養費に相当する額を支払わずに済む可能性があります。
マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関等の窓口で、**限度額区分にかかる事項の確認に同意**してください。

マイナ保険証をお持ちでない方は、窓口で「**限度額区分の照会**」を申し出てください。医療機関等が限度額区分を確認できない場合は、所属所に限度額適用認定証の申請を申し出てください。

※ 窓口で高額療養費に相当する額の支払いをした場合は、原則として、受診月の3～4か月後に自動給付されます。



3月末で退職する方

退職後、任意継続組合員に加入したい

退職までに引き続き**1年と1日以上**共済組合の組合員期間がある方は、任意継続組合員に加入できます。所属所の事務担当者に申し出てください。

任意継続組合員申出書等の御提出後、共済組合から払込取扱票等を送付します。掛金を入金していただき、共済組合が掛金の入金確認後に、マイナ保険証の保有状況に応じて資格確認書等を交付します。共済組合で掛金の入金を確認できるまでには、**入金後概ね10日前後**かかりますので、医療機関等の受診を近々に御予定の方は、**早めの入金**をお願いします。



退職後、国民健康保険に加入したい

退職時に**所属所に組合員証又は資格確認書**（有効期限内のものをお持ちの場合のみ）等を**返却**し、資格喪失証明書を受け取ってください。

その後、居住地の自治体の国民健康保険の窓口で加入手続を行ってください。



家族の扶養状況に変化がある方

被扶養者が勤め先の健康保険に加入した

被扶養者の認定取消の手続が必要です。①被扶養者申告書、②被扶養者証又は資格確認書（有効期限内のものをお持ちの場合のみ）、③**被扶養者の就職先の健康保険組合及び加入日が分かる書類**（資格確認書の写し、資格情報のお知らせの写し、マイナポータル健康保険証情報画面の写し、採用辞令等）を提出してください。



配偶者が退職したので被扶養者に認定してほしい

所属所の共済事務担当者に認定の要件を確認し、被扶養者の申告をしてください。